

三鷹市夏休み介護施設等体験事業実施要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、小学生及びその保護者を対象として、介護施設等を見学・体験することを通じて介護のイメージアップや理解促進を図るとともに、福祉の職場や仕事の内容を知ってもらう機会を提供し、介護職の魅力を伝え福祉についての理解を深めることで、その後の長期的な職場選択の機会として働きかけることを目的として、三鷹市（以下「市」という。）が実施する夏休み介護施設等体験事業（以下「体験事業」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 体験事業の対象者は、市内在住又は在学の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校の児童のうち、第4学年から第6学年までの者及びその保護者とする。

(実施手続き)

第3条 体験事業への参加を希望する小学生及びその保護者（以下「体験希望者」という。）は、別に定める参加申込書に次に掲げる事項を記入し、市長に提出する。

- (1) 体験希望者の氏名、性別、学校名、学年、住所及び連絡先
- (2) 体験を希望する施設（第3希望まで）

2 市長は、前項の規定による提出を受け、体験事業への参加を決定したときは、体験希望者に対し、電子メールにより別に定める参加票を送付し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 体験事業を実施する施設
- (2) 体験事業を実施する日時
- (3) 体験事業への参加に当たっての注意事項等

3 市長は、第1項の規定による提出を受け、体験事業への参加を決定したときは、第5条に規定する受入施設に対し、三鷹市夏休み介護施設等体験事業の受入れについて（依頼（様式第1号））により体験事業の受入れを依頼するものとする。

(体験内容)

第4条 体験事業の内容は、受入施設の特色を活かし、第1条の目的に沿ったものとなるよう、市と事前に調整の上、受入施設において決定するものとする。

2 前項の体験事業の内容は、受入施設の管理者及びその他の職員の指導下で、利用者の安全を確保した上で実施することとする。

(受入施設)

第5条 受入施設は、次の各号のいずれかであって、体験事業の受入れに同意したものである。

- (1) 三鷹市内に所在し、次の要件を満たす介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は認知

症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

ア 三鷹市介護保険事業者連絡協議会に加入し、当該協議会の会費を滞納していないこと。

イ 開設後1年以上経過していること。

ウ 過去1年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく罰金以上の刑に処せられていないこと。

エ 過去1年間に、社会福祉法、老人福祉法又は介護保険法に基づく改善等の命令又は指定の取消若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと。

オ 介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善処置をとり、報告を行っていること。

(2) 三鷹市福祉Labo どんぐり山

(実施時期)

第6条 体験事業の実施時期は、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則（昭和37年三鷹市教育委員会規則第4号）第4条第1項第1号に規定する夏季休業日のうちで、市と受入施設が協議の上、市が決定する。

(実施回数)

第7条 受入施設ごとの体験事業の実施回数は、原則として年度につき1回とする。ただし、受入施設が2回以上の実施を希望する場合には、市と協議の上、2回以上実施することができる。

(実施期間及び実施時間)

第8条 受入施設ごとの体験事業の実施期間は1日とし、日中の時間帯に2時間程度とする。

(体験者の責務)

第9条 第3条第2項の規定により体験事業への参加の決定を受けた体験希望者（以下「体験者」という。）は、体験事業の実施期間中、受入施設から示された規律を遵守しなければならない。

2 体験者は、体験中に知り得た利用者等の個人情報について適切な管理を行い、個人情報を保護し、体験終了後も同様とする。

3 体験者は、体験終了時に、三鷹市夏休み介護施設等体験事業アンケートを、受入施設を通じて市に提出するものとする。

(体験事業の中止)

第10条 体験者の態度等が体験にふさわしくない場合は、受入施設は市と協議の上、体験を中止させることができる。

(体験事業の報告)

第11条 受入施設は、体験事業を終了したときは、三鷹市夏休み介護施設等体験事業実施

報告書（様式第2号）を市に提出するものとする。

（体験事業受入費用）

第12条 市は、受入施設に対し、体験事業受入費用として、1日当たり2万1,000円を支払うものとする。

（記念品の支給）

第13条 市長は、体験事業を修了した体験者に対し、受入施設を通じ、子ども介護士証を授与するとともに、記念品を支給するものとする。

（損害賠償）

第14条 体験者は、故意又は過失により受入施設又はそれらの利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。